

〔要領〕 別紙 1（第 2 条関係）

森林法第 10 条の 2 に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 章 一般基準</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>第 1 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 開発行為に係る森林につき、開発行為の<u>施行</u>の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p> <p>4 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。<u>防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調整池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）の整備に必要な資金の手当が可能であること。また、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないこと。</u></p> <p>（略）</p> <p>第 2 章 技術的基準</p> <p>第 1 節 災害の防止</p> <p>第 1 ～第 7 （略）</p> <p>第 8 <u>仮設の防災施設等の設置等</u></p> <p>開発行為の<u>施行</u>において、<u>防災施設等のうち、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の<u>施行</u>工程において具体的な箇所及び<u>施行</u>時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の防災施設等を設置する場合に準じて行うこと。</u></p> <p>第 9 <u>防災施設等の維持管理</u></p>	<p>第 1 章 一般基準</p> <p>第 1 節 総則</p> <p>第 1 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 開発行為に係る森林につき、開発行為の<u>施工</u>の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p> <p>4 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。</p> <p>（略）</p> <p>第 2 章 技術的基準</p> <p>第 1 節 災害の防止</p> <p>第 1 ～第 7 （略）</p> <p>第 8 <u>仮設防災施設の設置等</u></p> <p>開発行為の<u>施工</u>にあたって、<u>災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の<u>施工</u>工程において具体的な箇所及び<u>施工</u>時期を明らかにするとともに、<u>仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。</u></u></p> <p>第 9 <u>防災施設の維持管理</u></p>

<p>(1) <u>開発行為の施行中において、設置した防災施設等が十分にその機能を発揮できるよう、当該防災施設等の点検、損傷個所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理の方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。</u></p> <p>(2) <u>開発行為の完了後においても維持すべき防災施設等の維持管理の方法についても、(1)と同様に計画書に記載されていること。</u></p> <p>第2節 水害の防止</p> <p>第1 洪水調整池</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (中略) また、開発行為の<u>施行</u>期間中における洪水調整池の堆砂量を見込む場合にあっては、第1節第4の2の(1)によるものであること。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水の確保</p> <p>第1 水の確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>開発行為の施行において、防災施設等のうち、水の確保のために必要な貯水池等であって、仮設のものを設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期が明らかにされており、かつ、設計が本設の貯水池等を設置する場合に準じて行われていること。</u></p> <p>4 <u>開発行為の施行中において、設置した貯水池等が十分にその機能を発揮できるよう、当該貯水池等の点検、損傷個所の修繕、堆積した土砂の撤去等の維持管理</u></p>	<p>(新設)</p> <p>開発行為の完了後においても、<u>整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう、土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。</u></p> <p>第2節 水害の防止</p> <p>第1 洪水調整池</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (中略) また、開発行為の<u>施工</u>期間中における洪水調整池の堆砂量を見込む場合にあっては、第1節第4の2の(1)によるものであること。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 水の確保</p> <p>第1 水の確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

方法が開発行為に関する計画書に記載されていること。

また、開発行為の完了後においても維持すべき貯水池等の維持管理の方法についても、同様に計画書に記載されていること。

第4節 環境の保全

第1 環境の保全

1 開発行為をしようとする森林（以下特に断りのない限り森林法第5条に規定する地域森林計画対象の民有林のことをいう。）の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ残置し、若しくは造成する相当面積の森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。

(1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表－7の「事業区域内において残置し、若しくは造成する森林又は緑地」の割合によるものとする。

第4節 環境の保全

第1 環境の保全

1 開発行為をしようとする森林（以下特に断りのない限り森林法第5条に規定する地域森林計画対象の民有林のことをいう。）の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

(1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表－7の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

<p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 「1 箇所当たりの面積」とは、<u>太陽光発電設備（当該設備に附帯する設備を含む。）又はその集団を設置するための開発行為に係る土地の区域面積を指すものとする。</u></p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p>	<p>1 ～ 3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>
<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていることが<u>望ましい</u>。また、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたり<u>その保全又は形成に努めること。</u></p> <p>第 5 節 其他</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置にあたっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー<u>電気の発電の促進</u>に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）や、地球温暖</p>	<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていることが<u>望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたり<u>保全に努めるものとし、保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。</u></u></p> <p>第 5 節 其他</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 (略)</p> <p>1 ～ 2 (略)</p> <p>3 太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電設備の設置にあたっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー<u>電気の促進</u>に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）や、地球温</p>

<p>化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施にあたって協議会での合意形成の促進が措置されているため、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう努めること。</p> <p>(略)</p>	<p>暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施にあたって協議会での合意形成の促進が措置されているため、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう努めること。</p> <p>(略)</p>
--	---